

発議第1号

鳥羽市議会会議規則の一部改正について

鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 5月16日 提出

平成28年 5月 日

提出者 鳥羽市議会議員 野 村 保 夫

賛成者 鳥羽市議会議員 中 世 古 泉

賛成者 鳥羽市議会議員 世 古 安 秀

賛成者 鳥羽市議会議員 橋 本 真 一 郎

賛成者 鳥羽市議会議員 尾 崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 坂 倉 紀 男

提案理由

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、出産に伴う本会議及び委員会の欠席に関する規定の一部を改正するほか、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に新たに広報広聴委員会を定める等、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

## 鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則

鳥羽市議会会議規則（昭和 42 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 3 条第 4 項中「附ける」を「付ける」に改める。

第 8 条第 1 項中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改める。

第 28 条中「備え付け」を「備え付け」に改める。

第 88 条中「付け」を「付け」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

別表に次のように加える。

広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関し協議又は調整を行うため	広報広聴委員	委員長
---------	-------------------------	--------	-----

### 附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。